

埼玉県思いやり駐車場制度(パーキング・パーミット制度)

制度の概要

障がいのある方や要介護状態の方、妊娠婦の方など、歩行が困難と認められる方に「利用証」を交付し、公共施設や商業施設などに設置されている「車椅子使用者駐車区画」及び「優先駐車区画」の適正利用を推進する制度です。

利用証（3種類） (駐車時にルームミラーに掲示)



利用証の交付対象者

区分	申請に必要な書類等	有効期間
身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者で交付基準※に該当する方	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳	対象者としての基準に該当しなくなるまで
難病患者	特定疾患医療受給者証、指定難病医療受給者証、小児慢性特定疾患受給者証のいずれか	
高齢者等（要介護1以上の方）	介護保険被保険者証	
その他車椅子の常時使用が必要と認められる方	医師の診断書もしくは意見書又は公的機関の証明書等、身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード等）	診断書等で必要と認める期間（原則1年以内）
けが人等		
妊娠婦（出産後は乳児と同伴の場合に限る）	母子健康手帳	妊娠7か月から産後1年まで
多胎妊娠婦（出産後は乳児と同伴の場合に限る）	母子健康手帳（多胎児全員分の手帳）	妊娠7か月から産後3年まで

※交付基準の詳細は、県ホームページで確認できます。

申請方法

申請書（健康福祉課窓口、県ホームページから入手）に必要書類を添えて、健康福祉課窓口に申請（埼玉県電子申請システムからも申請可）

※ご家族などが代理で申請する場合は、代理人の本人確認書類が必要です。

健康福祉課 福祉担当 ☎ 内線 112・113

廃車引取り無料!!
事故車・不動車でも買取り出来る場合もあります!

G.K ガレージ KANAMORI

新車/中古車販売 車検 板金 修理 保険
車のことなら何でもお気軽にお問い合わせ下さい!!
毛呂山町毛呂本郷1364-1
TEL 049-294-5744 携帯電話 090-1690-7744


車買取り
査定に
お伺いします!!

ガラス修理

断熱・防音・防犯・ガラス・
サッシ・シャッター・雨戸施工
創業50年の実績と信頼
石井ガラス工業
TEL:292-4451 越生 992-2

水道管の冬支度をしましょう！

冬を迎えると水道管が凍結することがあります。

夜間や長期間留守にする場合は、特に注意が必要ですので早めの点検をお願いします。

水道管の凍結を防ぐには

水道管の露出部分には、凍結防止のための保温材などで直接外気に触れないように保護しましょう。

- 保温材に破れや損傷がないか確認します。もし損傷箇所等があれば、そこから凍結する危険度が高くなりますので、必ず補修を行ってください。
- 凍結防止用ヒーターが巻かれている場合は、寒くなる前にコンセントがしっかりと差し込まれているか確認してください。
- 屋外の蛇口や立ち上がり管は、積雪や落雪での破損を防ぐため、囲いなどの防護をしてください。

メーターボックス内も保温しましょう。

- メーターボックス内は空洞になっていて、水道管がむき出しの状態になっています。ボックス内のメーターや水道管を緩衝材などで巻いて保護しましょう。発泡スチロールや布切れなどをビニール袋に詰めたものでも代用できます。
- ボックス内に水が入らないようにしっかりと蓋を閉めてください。

定期的に水道メーターを確認しましょう。

- 水道を使っていない状態で、水道メーターの文字盤（写真参照）にあるパイロット（銀色の円盤）が回転していれば漏水の可能性がありますので、その際は町の指定水道工事店に修理を依頼してください。（修理費用はお客様負担となります。）
- 漏水の早期発見のため定期的にメーターのパイロットや指針の確認をお願いします。

『水抜きバルブ』による水道管の水抜きが効果的です。

- 家を留守にする場合や寒さが厳しい夜の就寝前などには、水抜きバルブを操作して水道管内の水を抜くようにしましょう。
- 水抜きをした後は、必ず水道メーターのパイロットを確認してください。水抜きバルブの故障により、操作すると漏水する場合があります。

水道管が凍結して水が出ないときは

水道管や蛇口などの凍結している部分にタオルや布をかぶせ、ぬるま湯をゆっくりかけて徐々に解かしましょう。

※熱湯はかけないでください。破裂、ひび割れの原因になります。

もしも水道管が破裂してしまったら、水抜きバルブを閉めて水を止め、町の指定水道工事店に修理を依頼してください。

給水装置の修理を依頼するときは、次の点にご注意ください。

- 知り合いの水道工事店があるときは、「越生町の指定水道工事店」かどうかをご確認ください。（指定を受けていない事業者は、町内では水道管などの工事はできません。）
- 工事の内容や費用について、十分な説明を受けてください。

※町の指定水道工事店かどうかわからないときは、水道課へお問合せください。

※私有地に設置された給水装置は、設置者にその管理責任があるため、修理費用は設置者の負担となります。

※地上部分での凍結に起因する漏水は、原則として漏水減免の対象にはなりません。

漏水により水道料金が高額になった場合には

お客さまが適正な管理をしても発見することが困難な地下漏水につきましては、料金の一部を減免する制度があります。

ただし、減免を受けるためには、漏水箇所の修理を町の指定水道工事店が行うことなどの条件があります。詳しくは水道課までお問合せください。



水道課 庶務担当 ☎ 049-292-3002